

第60号議案

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者を指定する公の施設
中間市市民会館
中間市蓮花寺三丁目7番1号

- 2 指定管理者となるものの所在地及び名称
中間市蓮花寺三丁目7番1号
公益財団法人中間市文化振興財団
理事長 木下 幸子

- 3 指定管理者の指定期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月27日提出

中間市長 福田 浩